

統計法令参照条文（調査票情報等の提供、事業所母集団データベース関係）

法・・・統計法（平成 19 年 5 月 23 日 法律第 53 号）

省令・・・統計法施行規則（平成 20 年 12 月 16 日 総務省令第 145 号、最終改正 平成 24 年 7 月 9 日 総務省令第 67 号）

1. 調査票情報の提供

【法】

（定義）

第二条

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

【省令】

（調査票情報の提供を受けられることができる者）

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けられることができる統計の作成等）

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者（次号及び第十五条第三号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

2. 匿名データの提供

【法】

(定義)

第二条

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

【省令】

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
 - ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する

第十一条から第十三条までにおいて同じ。)が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

3. オーダーメイド集計

【法】

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

【省令】

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

4. 事業所母集団データベース

【法】

(定義)

第二条

- 8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

- 2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。
- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
 - 二 事業所に関する統計の作成